

新たにお店等を始める皆様へ



防火対象物使用開始の届出
はお済ですか？



火災予防条例により、店舗等の出店で建物又はその部分を使用しようとする方は、**使用を開始する日の7日前までに、防火対象物使用開始届出書**の届け出が必要です。

出店に際して建物の用途を変更したり、模様替え、間仕切り等の変更工事を行うことにより、消防法に基づき新たに消防用設備等の設置が必要となることもあり、防火管理者の選任義務が生じる場合もあります。

新たに出店を計画されている方は、事前に建物の所在地を管轄する消防署にご相談ください。

届出用紙のダウンロードは、こちらから👉 (<http://www.kitaharima119.net>)

北はりま消防組合

北はりま消防本部予防課	0 7 9 5 (2 7) 8 1 2 2 (直通)
西脇消防署予防係	0 7 9 5 (2 3) 6 1 0 6 (直通)
加西消防署予防係	0 7 9 0 (4 2) 9 1 1 9 (直通)
加東消防署予防係	0 7 9 5 (4 2) 3 5 6 0 (直通)

飲食店等に係る消防関係規制

防火管理者の選任と届出（消防法第8条）

収容人員が30人以上の建物は、防火管理者の選任と届出が必要です。

防災対象物品の使用（消防法第8条の3）

飲食店等で使用するカーテン等は、法令で定める防災性能を有するものを使用しなければなりません。

消防用設備等（消防法第17条）

消火器

火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置が講じられたものを除く。）がある場合は延べ面積に関わらず全てに、それ以外では建物の延べ面積が150㎡以上の場合に設置が必要となるほか、地階や避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階、3階以上の階では床面積が50㎡で設置が必要です。

自動火災報知設備

建物の延べ面積が300㎡以上の場合に設置が必要となるほか、地階や避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階、3階以上の階では床面積が100㎡で設置が必要です。

非常警報設備等

建物の収容人員が50人以上の場合に設置が必要となるほか、地階や避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階では、収容人員が20人以上で設置が必要です。

避難器具

階の条件により設置が必要な場合があります。

設置が必要となる階の条件

- ・ 2階以上の階又は地階で収容人員が50人以上のもの。（耐火構造の2階を除く。）
- ・ 2階以上の階のうち、直接地上に避難できる階又は地上に直通する階段が1つしかない階は、収容人員が10人以上のもの。

誘導灯

すべてに設置が必要です。ただし、一定の要件を満たすものについては設置しないことができます。

上記のほか、建物の構造、規模に応じて屋内消火栓設備などの消防用設備が必要となる場合があります。詳しくは所轄の消防署予防係に確認してください。